

定額減税補足給付金（不足額給付）に関するよくある質問

Q1-1.令和7年4月に垂井町に転入してきました。不足額給付金は垂井町から支給されますか

A1-1 垂井町から不足額給付金の支給はありません。

基本的には、令和7年1月1日時点で住民登録がある自治体が不足額給付金の支給を行います。

（例外は Q1-2 を参照）

Q1-2.「住民登録がある自治体」と「令和7年度個人住民税を課税している自治体」が異なる場合、不足額給付金はどちらから支給されますか

A1-2.「令和7年度個人住民税を課税している自治体」が不足額給付金の支給を行います。

Q1-3. 不足額給付金の対象になると思われますが、通知が届きません

A1-3. 不足額給付の対象と思われる方に対しては、令和7年9月初旬から順次「支給のお知らせ」または「確認書」もしくは「申請書」を送付します。

通知の対象となるのは、令和6年度個人住民税と令和7年度個人住民税の両方が垂井町で課税されている方（基本的には、令和6年1月1日及び令和7年1月1日時点で垂井町に居住していた方）です。

令和6年中の転入者の方に対しては、対象の可能性が高い方に「確認書」を送付します。ご自身が対象と思われる方で、10月になっても書類が届かない場合は、下記までご連絡ください。

また、確定申告（修正申告）等を行ったことで不足額給付金の支給要件を満たすこととなった方も、ご連絡ください。

Q1-4.令和6年分源泉徴収票に記載されている「控除済額」と「控除外額」とはどういう意味ですか

A1-4.「控除済額」は、令和6年分所得税において定額減税を受けた額です。

「控除外額」は、令和6年分所得税から定額減税しきれなかった額です。

基本的には、「控除済額」と「控除外額」の合計が、ご自身の令和6年分所得税における定額減税の対象額（定額減税可能額）となります。なお、所得税分の定額減税可能額は3万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）で計算されます。

Q1-5.令和6年分源泉徴収票に記載されている「控除外額」が不足額給付金として支給されますか

A1-5.源泉徴収票に記載されている「控除外額」がそのまま支給されるとは限りません。主に下記のような場合には、源泉徴収票の「控除外額」と不足額給付額が異なる場合があります。

- ・確定申告を行ったことで所得税額が変更になった場合
- ・複数から給与や年金を受け取っている場合
- ・令和6年度に実施した当初調整給付金において、所得税分の定額減税しきれない額を全額受給済である場合（未申請や辞退の場合も同様）

Q1-6.令和 6 年度調整給付の案内が届きましたが、申請を漏らしていました。未受給の令和 6 年度調整給付の分も合わせて不足額給付として受給できますか

A1-6.未受給の令和 6 年度調整給付分を受給することはできません。

Q1-7. 令和 6 年中にこどもが生まれ扶養人数が増えた場合、不足額給付金は 4 万円（所得税分 3 万円、住民税分 1 万円）支給されますか

A1-7.その他の変動要因（所得の増減等）がない場合、4 万円ではなく 3 万円（所得税分のみ）を不足額給付 I として支給します。

個人住民税と所得税において扶養人数を判定する時点が異なります。個人住民税は令和 5 年 12 月 31 日時点、所得税は令和 6 年 12 月 31 日時点（年の途中での死亡はその時点）での扶養人数を基に、定額減税可能額を計算します。

Q1-8.令和 6 年中に海外から転入してきました。不足額給付金の対象になりますか

A1-8.令和 7 年 1 月 1 日時点で国内に居住していた場合は、不足額給付金の対象となる可能性があります。

ただし、令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住であった場合は住民税分（1 人あたり 1 万円）は対象外であるため、所得税分（1 人あたり 3 万円）のみを基礎として不足額給付金の算定を行います。

Q1-9.納税義務者が令和 6 年中に死亡した場合、不足額給付金はどうなりますか

A1-9.令和 7 年 1 月 1 日時点で垂井町に住民票がある方（垂井町で住登外課税をされている方を含む）が不足額給付金の対象となるため、令和 6 年中に死亡した場合は対象となりません。

Q1-10.納税義務者が令和 7 年 1 月 2 日以降に死亡した場合、不足額給付金はどうなりますか

A1-10.

(1)垂井町における通知物の発送日より前に亡くなられた場合

不足額給付金の対象となりません。

死亡の届け出時期の関係上、通知物が届く可能性がありますが、受給することはできません。

(2)垂井町から「支給のお知らせ」が届いた後に亡くなられた場合

➡当該納税義務者に不足額給付金が支給されます。

(3)垂井町から「確認書」が届いた後に亡くなられた場合

①受給の申請（確認書または申請書の提出）を行い、垂井町における申請受付日（郵送の場合は郵便物の消印日）以降に亡くなられた場合

➡当該納税義務者に不足額給付金が支給されます。

②受給の申請（確認書または申請書の提出）を行うことなく亡くなられた場合

➡不足額給付金の対象となりません。